



大船渡労基署 ニュース



師走の候 大船渡労働基準監督署 署長 唐崎 勝

月日が経つのは早いものでもう年末を迎える時期となりましたが、皆様いかにお過ごしでしょうか。

さて、岩手労働局では、毎年12月1日から1月31日まで年末年始無災害運動を展開しているところです。今年は休業4日以上労働災害が多発しているという残念なことになっています。なかでも転倒災害の発生件数が一番多く、全災害の中の約3割を占めている状況にあります。この時期には冬本番となり積雪や路面凍結による冬季特有の転倒災害の発生が懸念されますので転倒災害に対する対策を十分に行っていただきたいと思います。

なお、労働災害は高齢労働者に多発している傾向が見られます。高齢労働者は知識も経験も豊富で危険回避のノウハウも持っているのですが、その危険を回避する際の行動については若いころの経験や身体能力でできた行動をとってしまうこともあって身体能力が追いつかず被災してしまうケースも多々あるようです。これは転倒災害に限ったことではありません。今後は安全管理対策として高齢労働者にも安全な職場環境を整えていくことも重要になってきますので皆様方におかれてもぜひ検討の上、実践していただきたいと思います。

冬なのでこたつに入ってみかんでも食べながら考えていただければなと思います。

◆ 12月～1月は『いわて年末年始無災害運動』が展開中です



いわて年末年始無災害運動

あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：令和4年12月1日から令和5年1月31日

準備期間：令和4年11月1日から令和4年11月30日

詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。



◆ 36協定を届け出ましょう

1月を起算日とする36協定を締結している事業所は多いと思います。1月1日から1年間を有効期間とする場合は12月中に当署に届出いただく必要があります。令和3年4月1日から、役所の手続きに押印等が不要となり、**36協定の様式も変わりました**。新様式では労使ともに押印は必要ありませんが、**36協定届が協定書も兼ねる場合（届出書類のほかに協定書を別途作成する場合以外）は、労使で協定したことを明らかにするために、届出書類にも署名又は記名押印が必要となります**のでご注意ください。

◆ 最低賃金の確認をお願いします

最低賃金が**10月20日（木）**から**時間額854円**になっています。

岩手県最低賃金は、年齢や正社員、パート・アルバイト等を問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、時間額854円以上の賃金を支払う必要があります。最低賃金額以上の支払いとなっているかどうか確認をお願いします。

◆ 花巻労基署の電話番号が変わります

令和4年11月14日（月）から次のようになります

監督課（コールセンター経由） 0198-23-5231	『労働基準法、最低賃金法』 36協定・就業規則・年次有給休暇・労働時間・賃金不払い・最低賃金・労働条件に関する各種相談や問合せ
安全衛生課（コールセンター経由） 0198-20-2301	『労働安全衛生法』 健康診断・安全衛生管理体制・建設工事計画届・災害防止対策などに関する各種相談、問合せ
労災課（コールセンター経由） 0198-20-2302	『労働者災害補償保険法』 労災保険に関する各種給付請求・申請・相談・問合せ、労災保険の新規加入・変更・労働保険料の申告・農夫の相談、問合せ
総合労働相談コーナー（直通） 0198-20-2310	『労働条件・その他労働問題』 解雇・雇止め・賃金など労働条件の引き下げ・いじめ・いやがらせ・自己都合退職などに関する相談窓口

◆ 改正事務所規則の照度 R4.12.1～

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の3区分から2区分に変更されました。「一般的な事務作業」については300ルクス以上、「付随的な事務作業」については150ルクス以上であることが求められます。

今回の改正は、照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

作業の区分	基準	作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上	付随的な事務作業（※）	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上		

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。



冬の歩き方 (転倒災害の防止のために)

冬季は凍結や積雪により転倒の危険が高くなる時期です。特に直近2シーズンは、近年の中でも最多の転倒労働災害の件数でした。除雪や融雪剤散布といったことも当然必要になってきますが、中には、職場の管理外の場所 (例えば公道) を移動することもあり、除雪等しても時間の経過で環境が戻ったり、気象状況は日々異なったり、人それぞれ違う場所にいるなど、確実な管理が行いにくいとも思われます。

転倒防止の視点 (種類) にもさまざまありますが、「歩き方」のポイントを全労働者に知識付与 (安全教育) してあげることにも効果があります。インターネットで検索してもさまざま機関などで紹介されているようですが内容は概ね同じようです。

ぜひ、安全な歩き方を意識して、この冬を安全に乗り越えましょう。



～ 安全な歩き方の例 ～

- 歩幅は小さく
- すり足で
- 靴の裏全体をつけて (体重は足全体にかける)
- ゆっくりと
- 腰を落とし気味でひざを曲げて
- 両手でバランスを意識して
- 滑りにくい靴を履く など

いわて年末年始無災害運動
 あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害
 実施期間：令和4年12月1日～令和5年1月31日
 [準備期間：令和4年11月1日～令和4年11月30日]

STOP! 転倒災害 プロジェクト

◆ 障害のある労働者の労働安全衛生対策

障害のある方が安全に安心して働くことができる職場環境を整備するための参考としていただくための「職場改善工事例」をテーマとしたケースブックが独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において作成されました。ぜひご参考にしてみてください。



◆ 災防団体連絡会議を開催しました

11月15日(火)に大船渡市魚市場多目的ホールにおいて、管内にある12の労働災害防止団体が集まり、12月から展開される「いわて年末年始無災害運動」に合わせ、冬期間の労働災害予防に向けた対策などを共有し、実践していくことを誓い合いました。

運動期間中の各団体の取組事項としては、運動の周知や安全パトロール等が行われます。各職場におかれましても、団体の活動にもご協力いただきながら、冬季の災害防止活動の活発な取り組みをお願いいたします。



◆ 労働災害発生状況 ※この統計は休業4日以上のものになります

◆ 令和4年10月末現在速報値 (大船渡労基署管内)

【業種】別			
製造業	48	▲	+ 38 人
建設業	12	▲	- 7 人 (ト)
運輸交通業	7	▲	- 1 人
林業	3	▲	- 3 人 (ト)
畜産水産業	6	▲	+ 3 人
商業	5	▲ (ト)	+ 2 人 (ト)
通信業	2	▲	+ 2 人
保健衛生業	4	▲	- 5 人
複合職業業	2	▲	+ 2 人
その他業種	3	▲	- 2 人
合計	92	▲ (ト)	+ 29 人 (ト)

最近の労働災害事例	
<p><災害事例> 【製造業】スライサーの異物を取り除く際に、刃に指先が当たった。機械は止めず、治具も使用していなかった。(指先切傷)</p>	<p><災害事例> 【製造業】工場設備に亀裂があるとの連絡を受け、確認に行った際、開口部から2.2m下に墜落した。開口部は協同会社が作業中だった場所であり、立入禁止措置のための部材を取りに離れた際のことだった。(脛骨骨折)</p>
<p><災害事例> 【建設業】ブロック製作ヤードにおいて、完成した消波ブロックを移動させるために一旦移動していた5連結の大組した足場を元の位置に戻し、足場から玉掛用具を外し、当該玉掛用具を片付け移動前に足場板上に仮置きしてから移動式クレーンの巻き上げ動作を開始したところ、玉掛用具1本の下端の先端フックが足場板から落下し、当該フックが足場の筋交いに引っ掛かり、そのまま足場を倒壊させた。同時に、玉掛用具を外す作業をしていた作業員2人が咄嗟に退避したものの、2人とも足場の倒壊に巻き込まれて負傷した。(打撲) (裂傷)</p>	